

経営事項審査申請の改定について



建設業法施行規則等の改定に伴い、平成23年4月以降の申請から審査基準が変更になります。主な改定点は以下のとおりです。

1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

名義借り等の不正を防止するため、評価の対象となる『技術者』は「審査基準日（決算日）以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定されます。従来は、経審では「審査基準日」に在籍すれば評価の対象とされましたが、今回の改定で大幅な変更となります。

また、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間の限定があっても評価対象に含まれます。但し、就業規則等の提出を求められることとなります。

2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により、平均点が低下している完工高（ X_1 点）及び元請完工高（ Z_2 点）について、今年度の建設投資見込額のもとで平均点が制度設計時の平均点700点となるよう、評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価となるように修正されます。

この措置により、完工高（ X_1 点）は平均点で約12点の上昇、元請完工高（ Z_2 点）は平均点で約91点の上昇となります。

3. 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業（民事再生企業及び会社更生企業）について、社会性等（W点）の評価で、以下の減点措置が新しく設定されました。

- ① 再生期間中（手続開始決定日から手続終結決定日まで）は、一律にマイナス60点（「営業年数」評価の最高点）の減点となります。
- ② 再生期間終了後は、「営業年数」評価は「零」年から再スタートすることになります。なお、この措置は、平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立を行う企業から適用されます。

4. 社会性等（W点）の評価項目の追加

① 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法に規定する『建設機械』のうち、災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル）について、所有台数に応じて加点評価されます。（1台につき1点、最高15点）

なお、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、「経審」の有効期間（1年7ヶ月）中の使用期間が定められているリースについても、同様の取扱いとなります。有効期間内に自動更新となる契約は認められないと思われま

す。従って、この評価点の確認資料として売買契約書や、リース契約書の提示が求められるだけでなく「特定自主検査記録表」のコピーで建設機械が正常に作動することを確認されます。

② ISOの取得状況

ISO9001及びISO14001の取得状況について、評価項目に追加されます（片方で5点、両方で10点）。

この評価項目については、認証を受けた業種、範囲及び有効期間について注意が必要です。



虚偽申請防止対策の強化

経営事項審査の公正性を確保するため、虚偽申請防止対策の強化について、以下のとおりの運用面での改善が行われました。

今後は審査行政庁（国及び都道府県）及び経営状況分析機関の確認事務がそれぞれ強化されるとともに、経営状況分析に係る異常値情報が審査行政庁に情報提供されるなど、双方の連携強化が図られます。

1. 経営状況分析機関が行う疑義項目チェックの再構築

各経営状況分析機関が実施している異常値確認のための疑義項目チェックについて、倒産企業や処分企業の最新データ等を用いて指標や基準値の見直しが行われます。また、一定の基準に該当する申請については、審査行政庁に直接、情報提供する仕組みが創設されます。

2. 審査行政庁が行う相関分析の見直し・強化

各審査行政庁が実施している完工高と技術職員数値の相関分析について、最新のデータに基づく基準値の修正が行われます。

また、完工高が極端に大きい申請に加えて、新たに完工高に比べて技術職員数値が

極端に高い（技術者の水増しの可能性がある）申請の抽出も開始されます。

3. 審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

各審査行政庁では、新たに経営状況分析から提供される情報を活用して、適切に重点審査対象企業を選択し、証拠書類の追加徴収や原本確認、対面審査、**立入**等を効果的に実施することとしています。

4. 埼玉県労働条件等証明書の継続使用

埼玉県だけが使用しているといわれる「労働条件等証明書」については、従来から「虚偽申請」の温床になっているのではないかと正しく指摘する向きも少なからずありましたが、今回の改定では、埼玉県は当該証明書を「廃止」せず『継続使用する』ことになる模様です。

元来「労働条件等証明書」は入社後間もないために、社保加入が間に合わなかった場合や、社保そのものを企業として設定していない場合等に使用されることを予定していました。しかし、最近では、社保を設定している企業が恒常的に使用しているケースが多くみられ、同一企業内で社保加入の技術者数より、「労働条件等証明書」を使用している技術者数の方が多いという事態が恒常的にみられるようになっていきます。

「虚偽申請」防止の観点からは見過ごせない状況かと思われます。

5. 虚偽申請防止対策については、本年1月から既に実施されています。

以 上